

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		会議室等の利用許可
根拠法令及び条項		新座市保健センター条例第6条第1項 (会議室等の利用方法) 第6条 保健センターの会議室、栄養指導室(調理室)、健(検)診室及び計測室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
所管部課係名		いきいき健康部保健センター
審査基準	関係条項	新座市保健センター条例第7条 (利用の制限) 第7条 市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、保健センターの利用を制限することができる。 (1) 保健センターの設置の目的に反すると認められるとき。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 保健センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次に該当する場合は利用を許可しない。 (1) 保健センターの設置の目的に反すると認められるとき。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 保健センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。 2 上記(1)～(4)に該当する場合を例示すると次のとおり。 (1) 健康づくりに関する事業、保健センター関係機関との連携促進及び保健衛生活動の育成を推進する目的とした利用を阻害すると認められるとき。 (2) 指定暴力団等その構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 定員を超える利用のとき。 (4) 当該利用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (5) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であってこれに対する対策が十分ではなく他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (6) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類似することを目的として使用するとき。 (7) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (8) その他上記(1)～(7)に準ずると認められるとき。
	参考事項	管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。(第6条第2項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和5年10月1日最終変更)